

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年10月13日提出
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 省吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階
【事務連絡者氏名】	石井 泉
【電話番号】	03（5288）6467
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファンド の名称】	B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー -
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 （平成21年12月17日から平成22年1月14日まで） 1,050億円を上限とします。 継続申込期間 （平成22年1月15日から平成23年4月15日まで） 1兆円を上限とします。 上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することによっ て更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年11月30日付をもって提出し、平成21年12月16日にその届出の効力が生じた有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、関係情報を新たな情報により訂正を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

## 【訂正の内容】

### 第一部【証券情報】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。下線部\_\_\_\_が訂正部分を示します。

#### <訂正前>

（省略）

#### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型株式投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当ファンドは、格付けを取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3) 発行（売出）価額の総額

当初申込期間：上限1,050億円を上限とします。

継続申込期間：上限1兆円<sup>\*</sup>を上限とします。

<sup>\*</sup> 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

#### (4) 発行（売出）価格

当初申込期間：1万口＝1万円

継続申込期間：取得申込日の翌々営業日の基準価額

なお、午後3時を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記（8）申込取扱場所をご参照ください。）

または下記（8）申込取扱場所の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「C T Aツ」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

#### (5) 申込手数料

5.25%（税抜 5.0%）を上限として販売会社（下記（8）申込取扱場所をご参照ください。）が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口＝1万円）に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは、販売会社または下記（8）の照会先までお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」といいます。）に相当する金額を含みます。

（省略）

#### (7) 申込期間

当初申込期間：平成21年12月17日から平成22年1月14日まで

継続申込期間：平成22年1月15日から平成23年4月15日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

## (8) 申込取扱場所

販売会社において、申込みの取扱いを行います。  
販売会社は、下記にてご確認いただけます。

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00 土、日、祝日除く）  
ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の金融機関もしくは第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

## (9) 払込期日

当初申込期間中は、取得申込者は、指定された日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、当初申込期間における発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。  
継続申込期間中は、取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとし、継続申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の再信託受託会社のファンド口座に払い込まれます。

## (10) 払込取扱場所

払込取扱場所は、販売会社（上記（8）申込取扱場所をご参照ください。）となります。

（省略）

## &lt;訂正後&gt;

（省略）

## (2) 内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。  
当ファンドは、格付けを取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情がある場合等を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権に無記名式や記名式の形態はありません。

## (3) 発行（売出）価額の総額

1兆円<sup>\*</sup>を上限とします。

<sup>\*</sup> 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

## (4) 発行（売出）価格

取得申込日の翌々営業日の基準価額です。

なお、午後3時を過ぎて取得申込みを受付けたものは、翌営業日の取扱いとなります。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）をいいます。基準価額は組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）または下記「（8）申込取扱場所」の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に「C T Aツ」として掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

## (5) 申込手数料

5.25%（税抜5.0%）を上限として販売会社（下記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の翌々営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引

後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

\* 当該申込手数料は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額を含みます。

（省略）

(7) 申込期間

平成22年1月15日から平成23年4月15日まで

申込期間は、上記申込期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 申込取扱場所

販売会社において、申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

なお、販売会社以外の金融機関もしくは第一種金融商品取引業者等が販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

(9) 払込期日

取得申込者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込にかかる金額を販売会社に支払うものとします。申込期間における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）のファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

払込取扱場所は、販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）となります。

（省略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_が訂正部分を示します。

#### <訂正前>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

（省略）

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

（省略）

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を上限として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

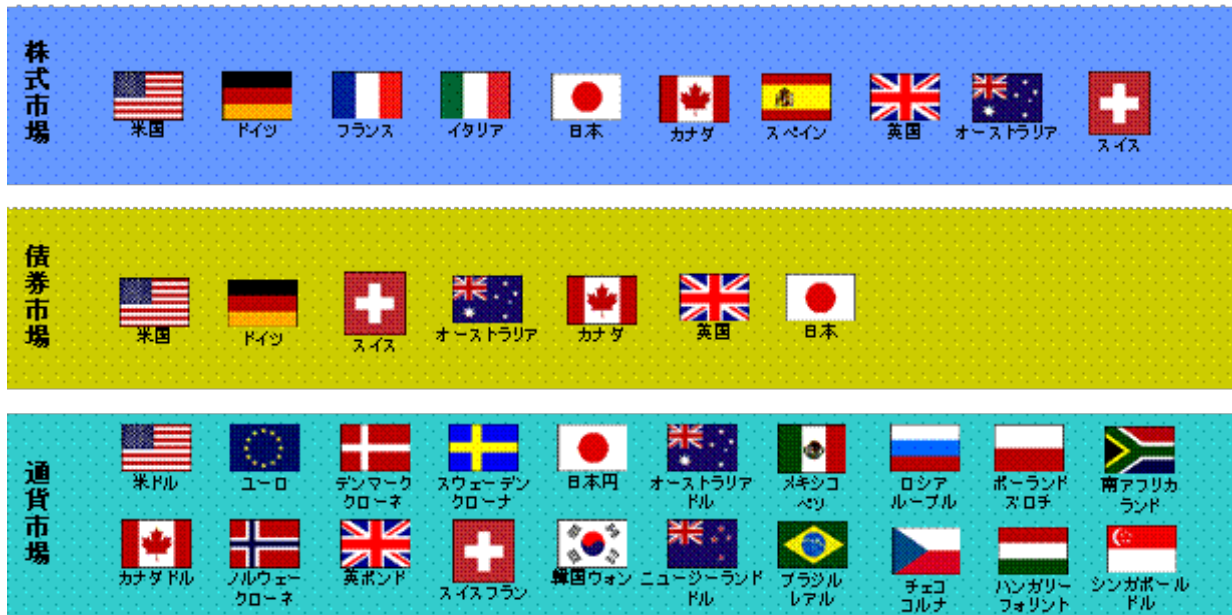
（省略）

b. 投資対象ファンド\*を通じて、世界の株式、債券、通貨市場に幅広く分散投資します。投資の際は、主に先物などのデリバティブを積極的に活用し、買い持ちだけでなく売り持ちも行うことによってリター

## ンの獲得を目指します。

\* 投資対象ファンドとは、ダブリン籍外国投資信託（円ヘッジクラス）であるB N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンドを指します。

## 投資対象国



出所:コエフィシエント・グローバル、2009年10月末現在

(注) 上記の市場に投資する際は、主に先物などのデリバティブを活用します。

また、上記投資対象は2009年10月末現在におけるものであり、変更される可能性があります。

c. B N Yメロン・グループ\*傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（以下、「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント」ということがあります。）の独立部門“コエフィシエント・グローバル”が運用します。

\* B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。

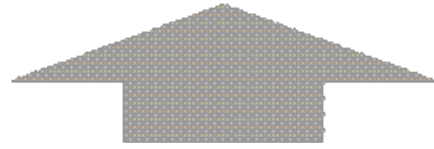
### コエフィシエント・グローバルの組織

- ・ B N Yメロン・グループ傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの独立部門で、定量アプローチによる絶対収益追求型戦略に特化しています。
- ・ スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントがトレーディング、コンプライアンスなどの各機能をサポートしています。



運用最高責任者  
ポートフォリオ・マネージャー

アナリスト



### スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

- 本社: マサチューセッツ州ボストン
  - 1933年設立
  - 総運用資産: 621億米ドル (約5.6兆円) \*
  - 債券と絶対リターン運用のスペシャリスト
- (出所: スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント、2009年9月末現在)  
\* 1米ドル=90.21円で換算

トレーディング

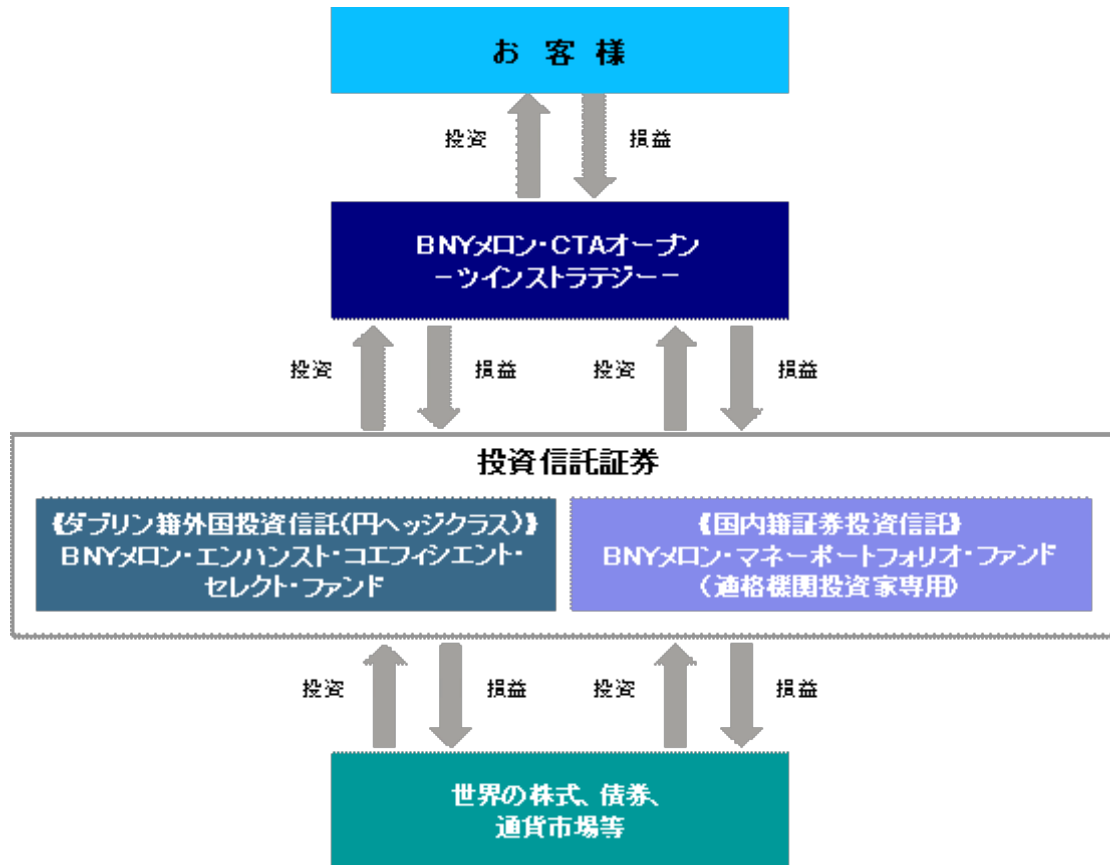
コンプライアンス

オペレーション、会計

リスク管理

(省略)

- (2) ファンドの仕組み  
 ファンドの仕組み  
 (省略)  
 当ファンドの仕組み



(省略)

委託会社の概況

(省略)

c. 資本金の額（平成21年10月末現在）

7億9,500万円

(省略)

e. 大株主の状況（平成21年10月末現在）

(表省略)

#### <訂正後>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(省略)

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

(注) 社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

(省略)

信託金限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を上限として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。






































ファンドの特色

(省略)

b. 投資対象ファンド\*を通じて、世界の株式、債券、通貨市場に幅広く分散投資します。投資の際は、主に先物などのデリバティブを積極的に活用し、買い持ちだけでなく売り持ちも行うことによってリターンを獲得を目指します。

\* 投資対象ファンドとは、ダブリン籍外国投資信託（円ヘッジクラス）であるBNYメロン・エンハンスド・コエフィシエント・セレクト・ファンドを指します。

## 投資対象国

株式市場												
	米国	ドイツ	フランス	イタリア	日本	カナダ	スペイン	英国	オーストラリア	スイス		
	債券市場											
		米国	ドイツ	スイス	オーストラリア	カナダ	英国	日本				
		通貨市場										
			米ドル	ユーロ	デンマーク クローネ	スウェーデン クローナ	日本円	オーストラリア ドル	メキシコ ペソ	ロシア ルーブル	ポーランド ズロチ	南アフリカ ランド
												
			カナダドル	ノルウェー クローネ	英ポンド	スイスフラン	韓国ウォン	ニュージーランド ドル	ブラジル レアル	チェコ コルナ	ハンガリー フォリント	シンガポール ドル

出所:コエフィシエント・グローバル、2010年8月末現在

(注) 上記の市場に投資する際は、主に先物などのデリバティブを活用します。  
また、上記投資対象は2010年8月末現在におけるものであり、変更される可能性があります。

c. B N Yメロン・グループ\*傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（以下、「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント」ということがあります。）の独立部門“コエフィシエント・グローバル”が運用します。

\* B N Yメロン・グループとは、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションを最終親会社とするグループの総称です。以下同じ。

### コエフィシエント・グローバルの組織

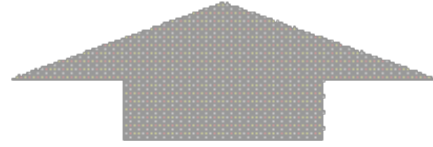
- ・ B N Yメロン・グループ傘下の運用会社であるスタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントの独立部門で、定量アプローチによる絶対収益追求型戦略に特化しています。
- ・ スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントがトレーディング、コンプライアンスなどの各機能をサポートしています。





運用最高責任者  
ポートフォリオ・マネージャー

アナリスト



### スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント

- 本社: マサチューセッツ州ボストン
  - 1933年設立
  - 総運用資産: 709億米ドル (約6.3兆円) \*
  - 債券と絶対リターン運用のスペシャリスト
- (出所: スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント、2010年6月末現在)  
\* 1米ドル=88.48円で換算

トレーディング

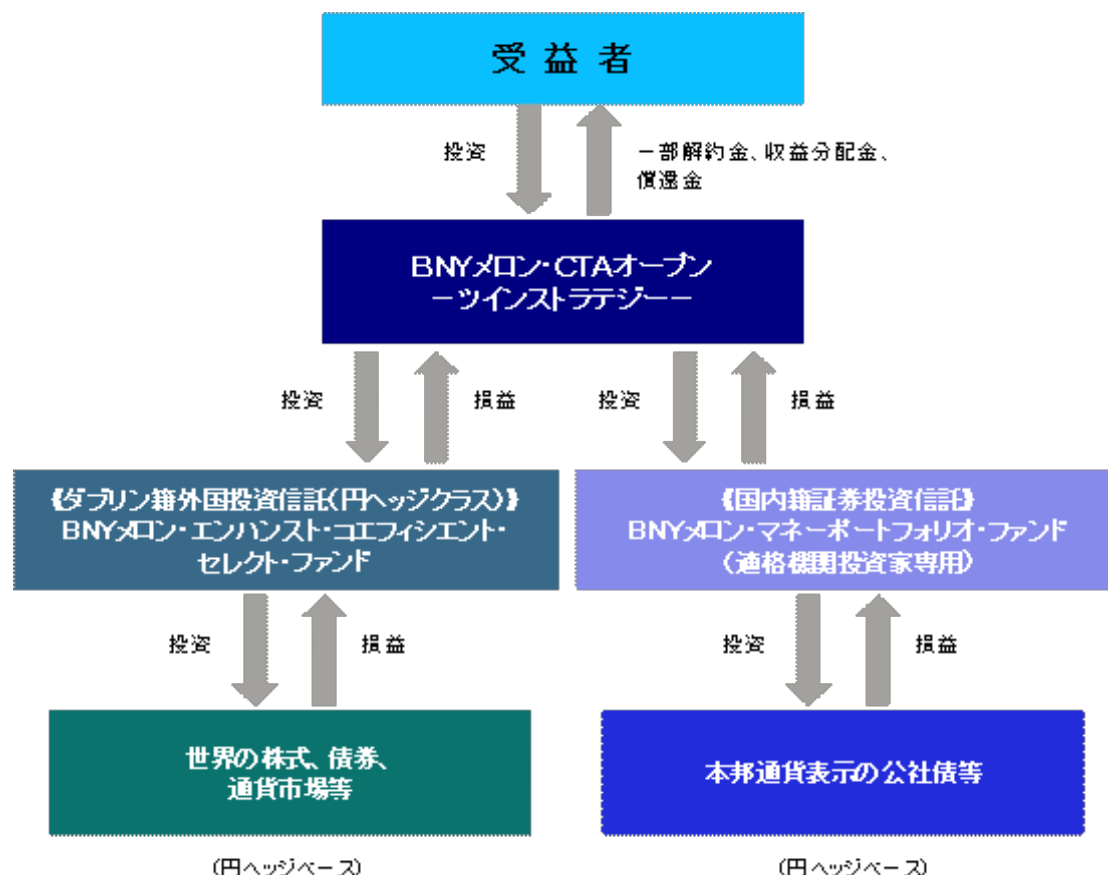
コンプライアンス

オペレーション、会計

リスク管理

(省略)

- (2) ファンドの仕組み  
 ファンドの仕組み  
 (省略)  
 当ファンドの仕組み



(省略)

委託会社の概況

(省略)

c. 資本金の額（平成22年9月末現在）

7億9,500万円

(省略)

e. 大株主の状況（平成22年9月末現在）

(表省略)

## 2【投資方針】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_が訂正部分を示します。

### <訂正前>

#### (1) 投資方針

(省略)

運用方法

(省略)

#### b. 投資態度

(省略)

- BNYメロン・エンハンスド・コエフィシエント・セレクト・ファンドにおいては、CTA戦略やレラティブバリュー戦略などを組み合わせた運用を行うことを通じて、絶対収益を追求することにより、信託財産の中期的な成長を目指します。

(省略)

#### (2) 投資対象

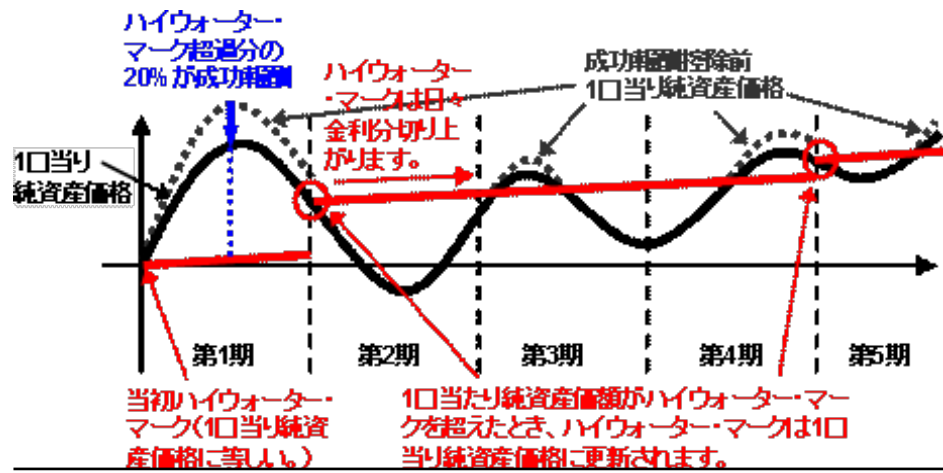
(省略)

【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要（平成21年10月末現在）

- BNYメロン・エンハンスド・コエフィシエント・セレクト・ファンド

(省略)

（ご参考）ハイウォーター・マークの考え方



（省略）

2. BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）

（省略）	
当初設定日	平成22年1月12日（月）
（省略）	

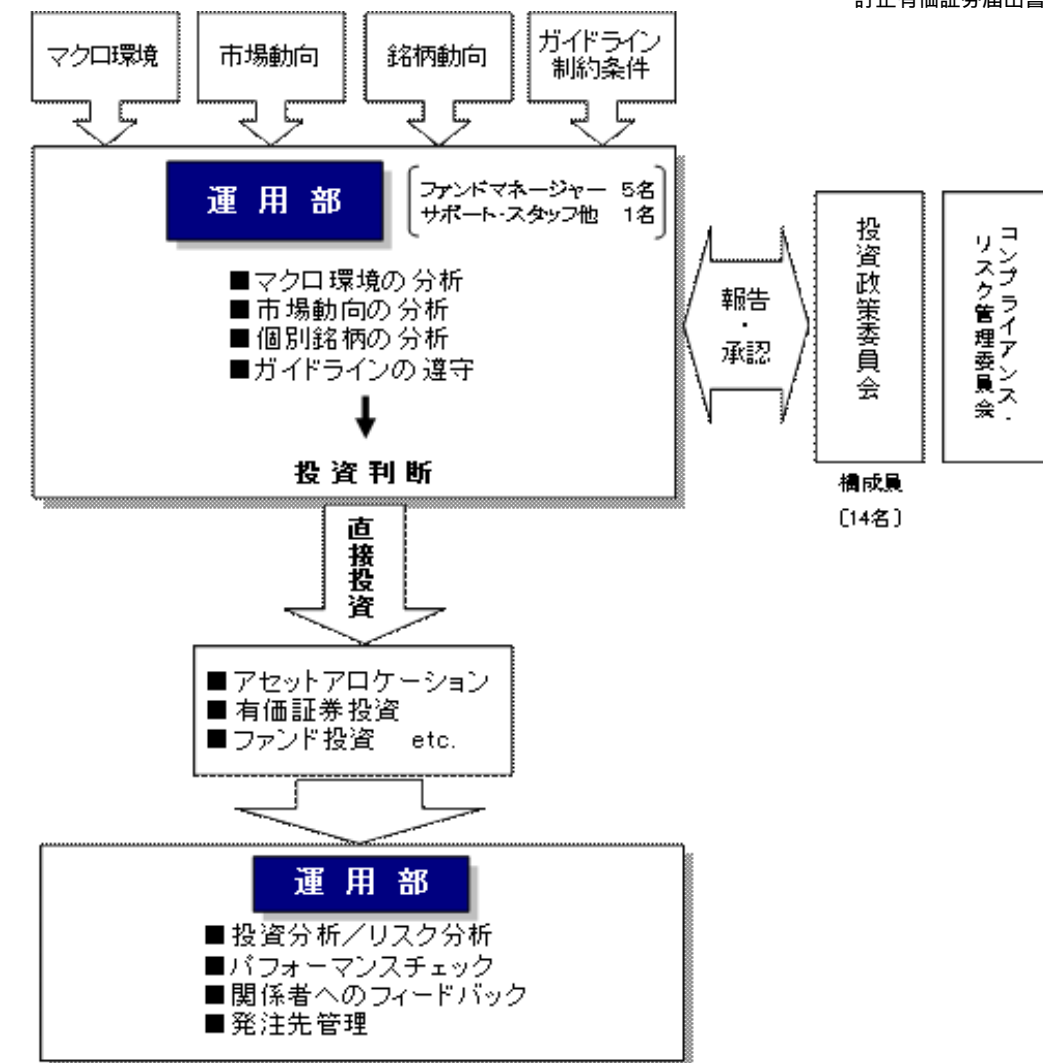
（省略）

(3) 運用体制

委託会社の運用体制

（省略）

（後記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。）



（省略）

（注）上記の運用体制は平成21年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（省略）

#### <訂正後>

##### （1）投資方針

（省略）

##### 運用方法

（省略）

##### b. 投資態度

（省略）

2. B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンドにおいては、C T A戦略やレラティブバリュ戦略などを組み合わせた運用を行うことを通じて、絶対収益を追求することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

（省略）

##### （2）投資対象

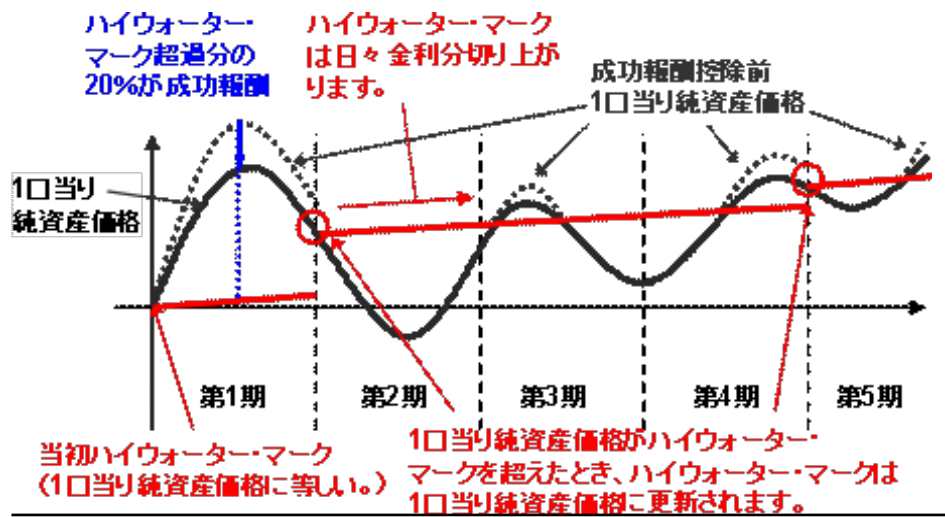
（省略）

#### 〔参考情報〕投資する投資信託証券およびその概要（平成22年9月末現在）

##### 1. B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド

（省略）

(ご参考) ハイウォーター・マークの考え方



(省略)

2. BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド(適格機関投資家専用)

(省略)	
当初設定日	平成22年1月12日(火)
(省略)	

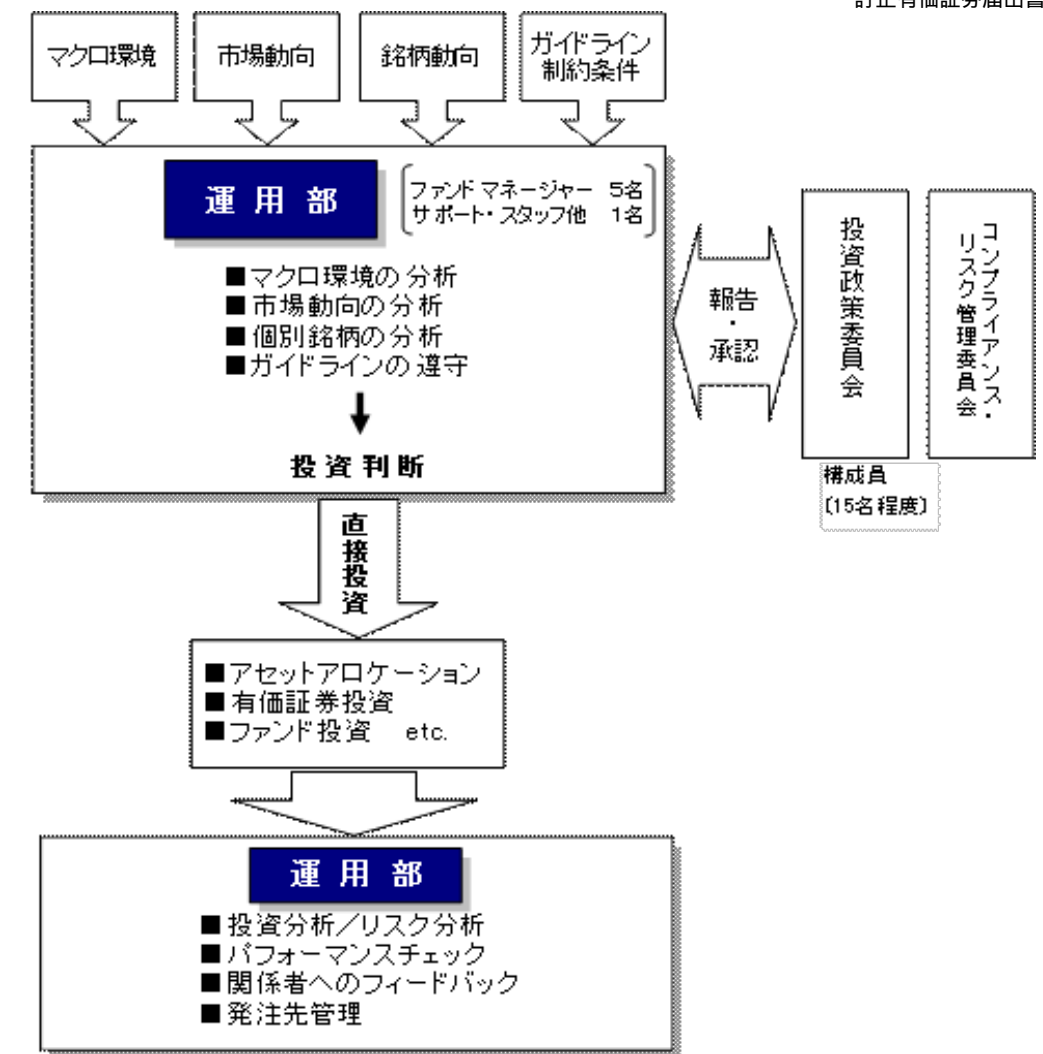
(省略)

(3) 運用体制

委託会社の運用体制

(省略)

(下記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。)



（省略）

（注）上記の運用体制は平成22年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（省略）

### 3【投資リスク】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部      が訂正部分を示します。

#### （1）ファンドのリスクおよび留意点

##### <訂正前>

（省略）

##### 為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

（省略）

##### <訂正後>

（省略）

##### 為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価額が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

（省略）

## (2) リスク管理体制

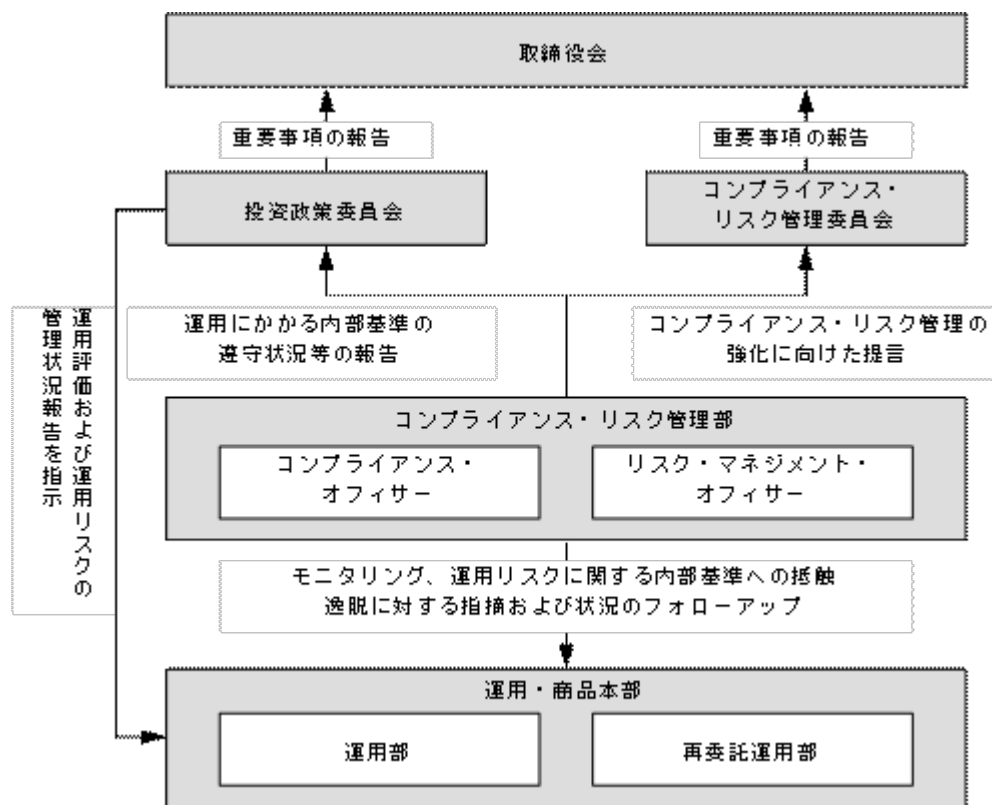
原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (2) リスク管理体制」を、以下の内容に更新します。

## &lt;更新後&gt;

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門における日々のモニタリングに加えて、運用部門から独立した組織体制においても行っています。

投資政策委員会 (原則毎月2回開催)	ファンドの運用計画案の審議、運用実績の評価、運用に関する法令および内部規則の遵守状況の確認、最良執行に関する方針の策定および確認を行っています。
コンプライアンス・ リスク管理委員会 (原則毎月1回開催)	コンプライアンスおよびリスク管理にかかる審議・決定を行い、委託会社の法令遵守・リスク管理として必要な内部管理体制を確保します。
コンプライアンス・ オフィサー	コンプライアンスの観点から、各部署の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
リスク・マネジメント・ オフィサー	運用リスクを含む、各種リスク要因の認識、評価、統制、残存リスクの把握を行い、リスクの軽減・管理に努めます。

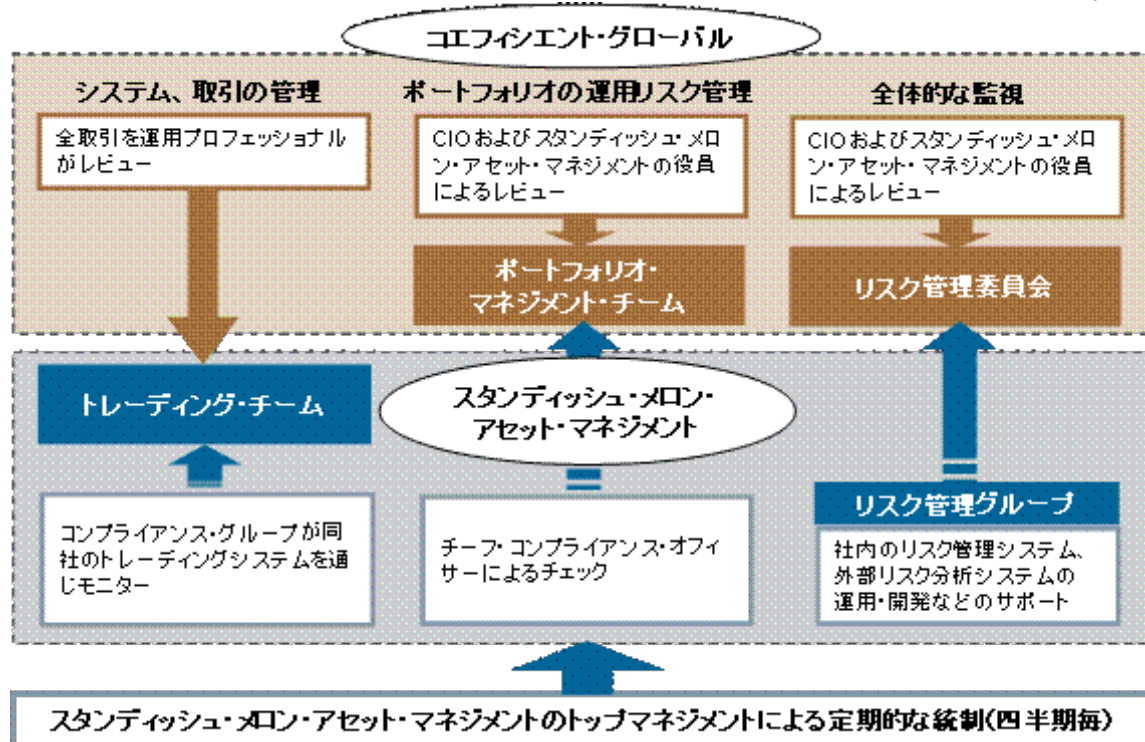
運用リスクの管理は、以下の体制で行います。



(注) 上記の管理体制は平成22年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考) コエフィシエント・グローバルのリスク管理体制

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメントがトレーディング、コンプライアンスなどの各機能をサポートしています。



(注) 上記の管理体制は平成22年8月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_が訂正部分を示します。

##### <訂正前>

##### (1) 申込手数料

5.25% (税抜 5.0%) を上限として販売会社が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の翌々営業日の基準価額 (当初申込期間中は、1万口 = 1万円) に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

(委託会社の照会先)

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
電話番号 (代表) 03-5288-6431 (9:00~17:00土、日、祝日除く)  
ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(省略)

##### (3) 信託報酬等

(省略)

この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の信託報酬がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

(省略)

投資対象とする他のファンドを含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年3.8625%程度 (概算) となり、成功報酬により変動する場合があります。

(省略)

##### (5) 課税上の取扱い

(省略)

個人、法人別の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税



## 1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除あり）または申告分離課税（配当控除なし）のいずれかを選択することもできます。

（省略）

## 3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益通算ができます。

平成22年1月1日以降、特定口座（源泉徴収口座）においても上場株式等の配当所得の取扱いが可能となり、一部解約時もしくは償還時の譲渡損と配当所得との損益通算ができます。

（省略）

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成21年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 申込手数料

5.25%（税抜 5.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率<sup>\*</sup>を、取得申込日の翌々営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。ただし、税引後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として毎計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

<sup>\*</sup> 当該申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

## (委託会社の照会先)

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

## (3) 信託報酬等

（省略）

この他に、当ファンドが投資対象とする投資信託証券において、当該投資信託証券の信託報酬がかかります。その詳細については、「【参考情報】投資する投資信託証券およびその概要」をご覧ください。

（省略）

投資対象とする他のファンドを含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年3.8625%程度（概算）となり、成功報酬が加算される場合があります。

（省略）

## (5) 課税上の取扱い

（省略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

## a. 個人の受益者に対する課税

## 1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

（省略）

## 3. 損益通算について

一部解約時もしくは償還時の差損（譲渡損）は、確定申告等を行うことにより、上場株式等（公募株式投資信託、特定株式投資信託（ETF）および特定不動産投資信託（REIT）などを含みます。）の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ができます。また、一部解約時もしくは償還時の差益（譲渡益）は、他の上場株式等の譲渡損との損益

通算ができます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

（削除）

（省略）

（注）「課税上の取扱い」の内容は平成22年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

## 5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を、以下の内容に更新します。

### <更新後>

#### （1）投資状況

（平成22年8月31日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アイルランド	5,805,703,737	96.94
	日本	105,020,499	1.75
	小計	5,910,724,236	98.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		77,986,502	1.30
合計（純資産総額）		5,988,710,738	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率をいいます。

#### （2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（平成22年8月31日現在）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド	アイルランド	投資信託受益証券	5,236,602.8333	1,272.07	6,661,377,731	1,108.67	5,805,703,737	96.94
2	B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）	日本	投資信託受益証券	105,009,999	1	105,009,999	1.0001	105,020,499	1.75

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### 種類別投資比率

（平成22年8月31日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.70
合計	98.70

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。（平成22年8月31日現在）

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成22年8月31日現在）

### <参考> B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド

投資有価証券の主要銘柄

（平成22年8月31日現在）

銘柄	国	種類	償還期限	数量（米ドル）	取得価額（米ドル）	評価価額（米ドル）	投資比率（％）

1	US GOVERNMENT TREASURY BILL 10/21/2010	米国	国債証券	2010/10/21	70,000,000.00	69,973,456.00	69,987,848.00	49.20
2	GOLDMAN SACHS LIQUID RESERVES FUND - INSTITUTIONAL CLASS	米国	マネーマーケット ファンド	-	18,600,000.00	18,600,000.00	18,600,000.00	13.07
3	JPMF LUX USD LIQUIDITY INSTITUTIONAL FUND	米国	マネーマーケット ファンド	-	18,600,000.00	18,600,000.00	18,600,000.00	13.07
4	CITI USD INSTITUTIONAL LIQUID FUND - CLASS S	米国	マネーマーケット ファンド	-	16,000,000.00	16,000,000.00	16,000,000.00	11.25
5	FEDERATED SHORT-TERM US GOVERNMENT SECURITIES FUND - INSTITUTIONAL SERIES	米国	マネーマーケット ファンド	-	13,800,000.00	13,800,000.00	13,800,000.00	9.70

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 上記には、「円ヘッジクラス」以外の資産クラスに帰属する投資資産が含まれます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。（平成22年8月31日現在）

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。（平成22年8月31日現在）

### (3) 運用実績

#### 純資産の推移

平成22年8月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期中間期末	（平成22年7月14日）	6,365,519,185	6,365,519,185	0.9033	0.9033
	平成22年 1月末日	7,106,650,777	-	0.9927	-
	平成22年 2月末日	6,815,162,150	-	0.9543	-
	平成22年 3月末日	7,051,063,238	-	0.9860	-
	平成22年 4月末日	6,762,147,814	-	0.9494	-
	平成22年 5月末日	6,457,098,616	-	0.9140	-
	平成22年 6月末日	6,356,884,219	-	0.8994	-
	平成22年 7月末日	6,303,927,585	-	0.8942	-
	平成22年 8月末日	5,988,710,738	-	0.8622	-

(注) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

#### 分配の推移

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期中間（平成22年 1月15日～平成22年 7月14日）	該当事項はありません

#### 収益率の推移

計算期間	収益率（%）
第1期中間（平成22年 1月15日～平成22年 7月14日）	9.7

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

## 6【手続等の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。  
下線部が訂正部分を示します。

### (1) 申込（販売）手数料等

#### <訂正前>

#### 申込期間と取扱時間

当初申込期間は、平成21年12月17日から平成22年1月14日までです。

継続申込期間は、平成22年1月15日から平成23年4月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、お申込みできません。申込みの受け付けは原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

### 受益権の申込み

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口＝1万円）とします。

分配金支払いコースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

分配金再投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9:00～17:00土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

### <訂正後>

#### 申込期間と取扱時間

平成22年1月15日から平成23年4月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、お申込みできません。申込みの受け付けは原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

#### 受益権の申込み

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

分配金支払いコースの場合、申込金額（申込価額に取得申込口数を乗じて得た金額）と合わせて申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額をお支払いいただきます。

分配金再投資コースの場合、申込代金をご指定いただき、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を申込代金の中から差引かせていただきます。

ご購入代金のお支払いに関しては、販売会社までお問い合わせください。

取扱コースおよび申込単位について、詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

### 7【管理及び運営の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。

下線部\_\_\_\_が訂正部分を示します。

#### （1）資産管理等の概要

##### <訂正前>

（省略）

#### 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記 その他 a . に該当する場合には、信託は終了します。

#### 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日（平成22年1月15日）から平成23年1月17日までとします。

なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記 その他 a . に定める信託期間の終了日とします。

#### その他

a . ファンドの解約または償還条件等

(省略)

## 2. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき  
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記b.3.の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

## b. 信託約款の変更

(省略)

## &lt;訂正後&gt;

(省略)

## 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「その他 a. ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。

## 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日（平成22年1月15日）から平成23年1月17日までとします。

なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「その他 a. ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

## その他

## a. ファンドの解約または償還条件等

(省略)

## 2. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき  
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「b. 信託約款の変更等 3.」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

## b. 信託約款の変更等

(省略)

## 第2【財務ハイライト情報】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」について、以下の内容に更新します。

## &lt;更新後&gt;

以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「中間財務諸表」から抜粋して記載したものです。

当ファンドの「中間財務諸表」は、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けており、当該中間監査報告書は、半期報告書および有価証券届出書の訂正届出書に添付されております。

## 1 中間貸借対照表

(単位：円)

	第1期中間計算期間末 (平成22年7月14日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	174,840,502
投資信託受益証券	6,285,128,309
未収利息	239
流動資産合計	6,459,969,050
資産合計	6,459,969,050

負債の部	
流動負債	
未払解約金	12,864,454
未払受託者報酬	1,764,472
未払委託者報酬	77,636,534
その他未払費用	2,184,405
流動負債合計	94,449,865
負債合計	94,449,865
純資産の部	
元本等	
元本	7,047,050,926
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	681,531,741
（分配準備積立金）	-
元本等合計	6,365,519,185
純資産合計	6,365,519,185
負債純資産合計	6,459,969,050

## 2 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (自 平成22年 1月15日 至 平成22年 7月14日)
営業収益	
受取利息	50,826
有価証券売買等損益	609,871,691
営業収益合計	609,820,865
営業費用	
受託者報酬	1,764,472
委託者報酬	77,636,534
その他費用	2,184,405
営業費用合計	81,585,411
営業損失（ ）	691,406,276
経常損失（ ）	691,406,276
中間純損失（ ）	691,406,276
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	14,319,341
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,034
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,034
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,513,840
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,513,840
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	681,531,741

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (自 平成22年 1月15日 至 平成22年 7月14日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</li> </ul>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。</li> </ul>

### 第三部【ファンドの詳細情報】

#### 第1【ファンドの沿革】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_が訂正部分を示します。

##### <訂正前>

平成22年1月15日 ファンドの信託契約締結、運用開始（予定）

##### <訂正後>

平成22年1月15日 ファンドの信託契約締結、運用開始

#### 第2【手続等】

##### 1【申込（販売）手続等】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_が訂正部分を示します。

##### <訂正前>

###### (1) 申込期間と取扱時間

当初申込期間は、平成21年12月17日から平成22年1月14日までです。

継続申込期間は、平成22年1月15日から平成23年4月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、お申込みできません。申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

###### (2) 受益権の申込み

（省略）

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は、1万口＝1万円）とします。

（省略）

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

##### <訂正後>

###### (1) 申込期間と取扱時間

平成22年1月15日から平成23年4月15日までの各営業日です。

ただし、ニューヨークまたはダブリンの銀行の休業日ならびに委託会社が別途定める日の場合には、お申込みできません。申込みの受付は原則として午後3時までとし、これら受付時間を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

###### (2) 受益権の申込み

（省略）

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

（省略）

（委託会社の照会先）

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

（省略）

#### 第3【管理及び運営】

## 1【資産管理等の概要】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_が訂正部分を示します。

## &lt;訂正前&gt;

## (1) 資産の評価

(省略)

基準価額の算出と公表

(省略)

(委託会社の照会先)

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号(代表) 03-5288-6431 (9:00~17:00 土、日、祝日除く)

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(省略)

## (3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記(5)その他\_\_\_\_に該当する場合には、信託は終了します。

## (4) 計算期間

ファンドの計算期間は、原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日(平成22年1月15日)から平成23年1月17日までとします。

なお、計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記(5)その他\_\_\_\_ファンドの解約または償還条件等に定める信託期間の終了日とします。

## (5) その他

ファンドの解約または償還条件等

(省略)

## b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記 c. の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更

(省略)

## &lt;訂正後&gt;

## (1) 資産の評価

(省略)

基準価額の算出と公表

(省略)

(委託会社の照会先)

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号(代表) 03-5288-6431 (営業日の午前9時から午後5時まで)ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(省略)

## (3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、下記「(5)その他\_\_\_\_ファンドの解約または償還条件等」に該当する場合には、信託は終了します。



## (4) 計算期間

ファンドの計算期間は、原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日（平成22年1月15日）から平成23年1月17日までとします。

なお、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5) その他 ファンドの解約または償還条件等」に定める信託期間の終了日とします。

## (5) その他

ファンドの解約または償還条件等

（省略）

## b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記「信託約款の変更等 c.」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更等

（省略）

## 第4【ファンドの経理状況】

## 1【財務諸表】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」について、以下の内容に更新します。

## &lt;更新後&gt;

（中間財務諸表）

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、第1期中間計算期間（平成22年1月15日から平成22年7月14日まで）について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第1期中間計算期間（平成22年1月15日から平成22年7月14日まで）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー -

## (1) 中間貸借対照表

（単位：円）

	第1期中間計算期間末 (平成22年7月14日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	174,840,502
投資信託受益証券	6,285,128,309
未収利息	239
流動資産合計	6,459,969,050
資産合計	6,459,969,050
負債の部	
流動負債	
未払解約金	12,864,454
未払受託者報酬	1,764,472
未払委託者報酬	77,636,534
その他未払費用	2,184,405

流動負債合計	94,449,865
負債合計	94,449,865
純資産の部	
元本等	
元本	7,047,050,926
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	681,531,741
（分配準備積立金）	-
元本等合計	6,365,519,185
純資産合計	6,365,519,185
負債純資産合計	6,459,969,050

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第1期中間計算期間 (自 平成22年 1月15日 至 平成22年 7月14日)
営業収益	
受取利息	50,826
有価証券売買等損益	609,871,691
営業収益合計	609,820,865
営業費用	
受託者報酬	1,764,472
委託者報酬	77,636,534
その他費用	2,184,405
営業費用合計	81,585,411
営業損失（ ）	691,406,276
経常損失（ ）	691,406,276
中間純損失（ ）	691,406,276
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	14,319,341
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,034
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,034
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,513,840
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,513,840
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	681,531,741

## (3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期中間計算期間 (自 平成22年 1月15日 至 平成22年 7月14日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</li> </ul>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他 当該受益証券が投資している投資信託受益証券の売買は円建てで行っております。</li> </ul>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間末 (平成22年7月14日現在)
1. 受益権の総数	7,047,050,926口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第55条の6 第10号に規定する額	681,531,741円

3.1口当たり純資産額 (1万口当たりの純資産額)	0.9033円 (9,033円)
------------------------------	---------------------

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間（自 平成22年1月15日 至 平成22年7月14日）

該当事項はありません。

(有価証券関係に関する注記)

第1期中間計算期間（自 平成22年1月15日 至 平成22年7月14日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

第1期中間計算期間（自 平成22年1月15日 至 平成22年7月14日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第1期中間計算期間（自 平成22年1月15日 至 平成22年7月14日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第1期中間計算期間末 (平成22年7月14日現在)
期首元本額	7,049,255,260円
期中追加設定元本額	264,907,465円
期中一部解約元本額	267,111,799円

(参考情報)

当ファンドは「B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド」受益証券及び「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はこれらの投資信託受益証券です。なお、「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。

これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

#### 1. 「B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、国際財務報告基準(I F R S)及び国際会計基準審議会(I A S B)解釈指針に準拠して作成された当該投資信託の平成21年12月31日現在の財務諸表の一部を抜粋・翻訳したものであり、当該財務諸表は独立の監査法人による監査を受けております。なお、同投資信託の「貸借対照表」、「注記表」及び「附属明細表」は、平成21年12月31日現在の「B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド」のすべてのクラスを合算しております。

また、最新情報として同投資信託の平成22年7月12日現在の「貸借対照表」を記載しております。

#### 「B N Yメロン・エンハンスト・コエフィシエント・セレクト・ファンド」

##### (1) 貸借対照表

対象年月日	(平成21年12月31日現在)
科目	金額(米ドル)
<b>資産の部</b>	
現金及び現金同等物	5,840,585
未収入金	348,552
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 1	142,683,504
その他の資産	19,930
資産合計	148,892,571
<b>負債の部</b>	
損益を通じて公正価値で測定する金融負債 2	10,626,289
未払管理事務代行報酬	37,317
未払保管報酬	11,615
未払管理報酬	173,269

未払運用報酬	3,837,189
その他の未払費用	155,417
負債合計	14,841,096
純資産の部	
純資産合計	134,051,475
負債純資産合計	148,892,571
受益権の総数	9,621,078口
一口当たり純資産額	1,281.8000円

1 損益を通じて公正価値で測定する金融資産内訳	金額（米ドル）
マネーマーケットファンド	77,000,000
先物取引にかかる未実現評価益	3,525,725
為替予約にかかる未実現評価益	3,153,942
国債証券	58,992,670
未収利息	11,167
合計	142,683,504
2 損益を通じて公正価値で測定する金融負債内訳	金額（米ドル）
先物取引にかかる未実現評価損	3,023,638
為替予約にかかる未実現評価損	7,602,651
合計	10,626,289

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の要約)

1. 財務諸表の開示	当財務諸表は、国際財務報告基準（I F R S）及び国際会計基準審議会（I A S B）解釈指針に準拠して作成されています。
2. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債	<p>債券及び株式への投資、デリバティブ金融商品への投資を、損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債として分類しています。これらの金融資産及び負債は、トレーディング目的の資産として分類されません。</p> <p>トレーディング目的の金融資産及び負債は主として短期間で売却または買い戻すために、取得または引き受けられたものです。デリバティブもトレーディング目的の金融資産及び負債として分類されます。</p> <p>損益を通じて公正価値評価される金融資産及び負債は、当初認識時に公正価値で評価されます。</p> <p>投資有価証券 投資有価証券はその後、市場価格に基づく公正価値で再評価されており、市場価格は、金融資産においては買呼値とし、金融負債においては、直近の買呼値としております。</p> <p>市場価格が価格情報会社（ベンダー）から入手できない運用資産及びその他の資産については、投資助言者の助言のもと、トラスティーが採用した方法に沿って決定された公正価値を使用して評価されます。</p> <p>投資有価証券及びトレーディング目的として分類された有価証券の公正価値変動から生じた損益は、包括利益計算書に計上されます。</p> <p>投資有価証券のプレミアム及びディスカウント部分は当該有価証券の満期まで償却原価法によって計上されます。投資有価証券の売却による実現損益は平均原価法を用いて計算され包括利益計算書に記載されます。</p>
3. 費用	費用は発生主義で計上され、包括利益計算書に記載されます。
4. 受取利息	受取利息は月次で計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産の損益（純額）として包括利益計算書に記載されます。銀行預金利息は実効利回りベースで計算されております。
5. 外貨換算	当該投資信託の運用状況を最も適切に反映できると思われることから、I A S 21に従い当該投資信託における機能通貨は米ドルとしています。米ドルは当財務諸表の表示通貨でもあります。米ドル以外の通貨で表示されている資産及び負債は、期末日の終値で換算されています。有価証券売買、収益及び費用を含む取引は取引が行われた日の為替レートにより換算されています。為替取引にかかわる損益は包括利益計算書に記載されます。

## (3) 附属明細表（平成21年12月31日現在）

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価額	備考
マネーマーケットファンド	米ドル	FEDERATED INTERNATIONAL FUND PLC-SHORT TERM US GOVERNMENT SECURITIES FUND	15,800,000	15,800,000	
		GOLDMAN SACHS FUND PLC-US\$ LIQUID RESERVES FUND	21,400,000	21,400,000	
		WESTERN ASSET US DOLLAR LIQUIDITY FUND	18,400,000	18,400,000	
		JPMORGAN LIQUIDITY FUND-US DOLLAR TREASURY LIQUIDITY FUND	21,400,000	21,400,000	
	小計			77,000,000	
国債証券	米ドル	US GOVERNMENT TREASURY BILL 14/01/2010	58,992,670	58,992,670	
		小計		58,992,670	
	合計		135,992,670	135,992,670	

## (4) 貸借対照表

対象年月日	(平成22年7月12日現在)
科目	金額(米ドル)
<b>資産の部</b>	
現金および現金同等物	6,179,079
損益を通じて公正価値で測定する金融資産 3	161,866,260
未収利息	628
その他の資産	29,028
資産合計	168,074,994
<b>負債の部</b>	
未払費用	202,108
負債合計	202,108
<b>純資産の部</b>	
純資産合計	167,872,886
負債純資産合計	168,074,994
1. 平成22年7月12日現在の口数 (円ヘッジクラス)	
	12,491,031.4442口
2. 1口当たり純資産額 (円ヘッジクラス)	
	1,159.2095円

## 3 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

通貨	銘柄名	額面総額	評価額	備考
米ドル	GOLDMAN SACHS LIQUID RESERVES FUND - INSTITUTIONAL CLASS	18,600,000	18,600,000	
	FEDERATED SHORT-TERM US GOVERNMENT SECURITIES FUND - INSTITUTIONAL SERIES	13,800,000	13,800,000	
	CITI USD INSTITUTIONAL LIQUID FUND - CLASS S	16,000,000	16,000,000	
	JPMF LUX USD LIQUIDITY INSTITUTIONAL FUND	18,600,000	18,600,000	
	UNITED STATES DISCOUNT TREASURY BILL 7/22/2010	92,890,000	92,886,637	
合計		159,890,000	159,886,637	
為替予約に係る未実現利益			1,979,622	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産			161,866,260	

(注) 当該明細の評価額は小数点以下を四捨五入して記載しております。

## 2. 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」及び「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

## 「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

(平成22年7月13日現在)

資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		205,029,516
流動資産合計		205,029,516
資産合計		205,029,516
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		354
未払委託者報酬		824
流動負債合計		1,178
負債合計		1,178
純資産の部		
元本等		
元本		205,009,999
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		18,339
（分配準備積立金）		-
元本等合計		205,028,338
純資産合計		205,028,338
負債純資産合計		205,029,516

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(平成22年7月13日現在)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・ 資産・負債の状況は、平成22年7月13日現在であります。当該投資信託受益証券の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。ただし、第1期計算期間は、平成22年1月12日（設定日）から平成23年1月17日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	(平成22年7月13日現在)
1. 受益権の総数	205,009,999口
2. 1口当たり純資産額	1.0001円
(1万口当たり純資産額)	(10,001円)

## (有価証券に関する注記)

(自 平成22年1月15日 至 平成22年7月13日)

該当事項はありません。

## (デリバティブ取引に関する注記)

(自 平成22年1月15日 至 平成22年7月13日)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象に関する注記)

(自 平成22年1月15日 至 平成22年7月13日)

該当事項はありません。

（その他の注記）

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家限定）」の（平成22年1月15日から平成22年7月13日まで）の期間における元本額の変動

（平成22年7月13日現在）	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	205,000,000円
期中一部解約元本額	99,990,001円

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・ファンド（適格機関投資家専用）」は、「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、平成22年7月13日現在における親投資信託の状況は次の通りです。

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の状況

「BNYメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」

（1）貸借対照表

（単位：円）

（平成22年7月13日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,051,673
国債証券	199,972,900
未収利息	6
流動資産合計	205,024,579
資産合計	205,024,579
負債の部	
流動負債	-
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	204,906,573
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	118,006
元本等合計	205,024,579
純資産合計	205,024,579
負債純資産合計	205,024,579

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成22年 1月15日 至 平成22年 7月13日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>・国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報社会の提供する価額のいずれかで評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者との協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	・資産・負債の状況は、平成22年7月13日現在であります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとなっております。ただし、第1期計算期間は、平成22年1月12日（設定日）から平成23年1月17日までとなっております。
----------------------------	---

## （貸借対照表に関する注記）

	（平成22年7月13日現在）
1. 受益権の総数	204,906,573口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1,0006円 (10,006円)

## （有価証券に関する注記）

（自 平成22年1月15日 至 平成22年7月13日）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引に関する注記）

（自 平成22年1月15日 至 平成22年7月13日）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

「B N Yメロン・マネーポートフォリオ・マザーファンド」の（平成22年1月15日から平成22年7月13日まで）の期間における元本額の変動

（平成22年7月13日現在）	
期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	205,006,514円
期中一部解約元本額	100,099,941円
期末元本額	204,906,573円
期末における元本額の内訳（注） B N Yメロン・マネーポートフォリオ・ファンド （適格機関投資家専用）	204,906,573円

（注）当該投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本。

## 2【ファンドの現況】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」を、以下の内容に更新します。

## &lt;更新後&gt;

純資産額計算書

（平成22年8月31日現在）

資産総額	6,008,846,370円
負債総額	20,135,632円
純資産総額（ - ）	5,988,710,738円
発行済数量	6,945,638,709口
1単位当たり純資産額（ / ） （1万口当たり純資産額）	0.8622円 (8,622円)

## 第5【設定及び解約の実績】

原届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第5 設定及び解約の実績」を、以下の内容に更新します。

## &lt;更新後&gt;

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期中間（平成22年 1月15日～平成22年 7月14日）	7,314,162,725	267,111,799	7,047,050,926

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。



## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社の概況」を、以下の内容に更新します。

#### <更新後>

##### (1) 資本金の額（平成22年9月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間における主な資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構（平成22年9月末現在）

###### 取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとし、

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

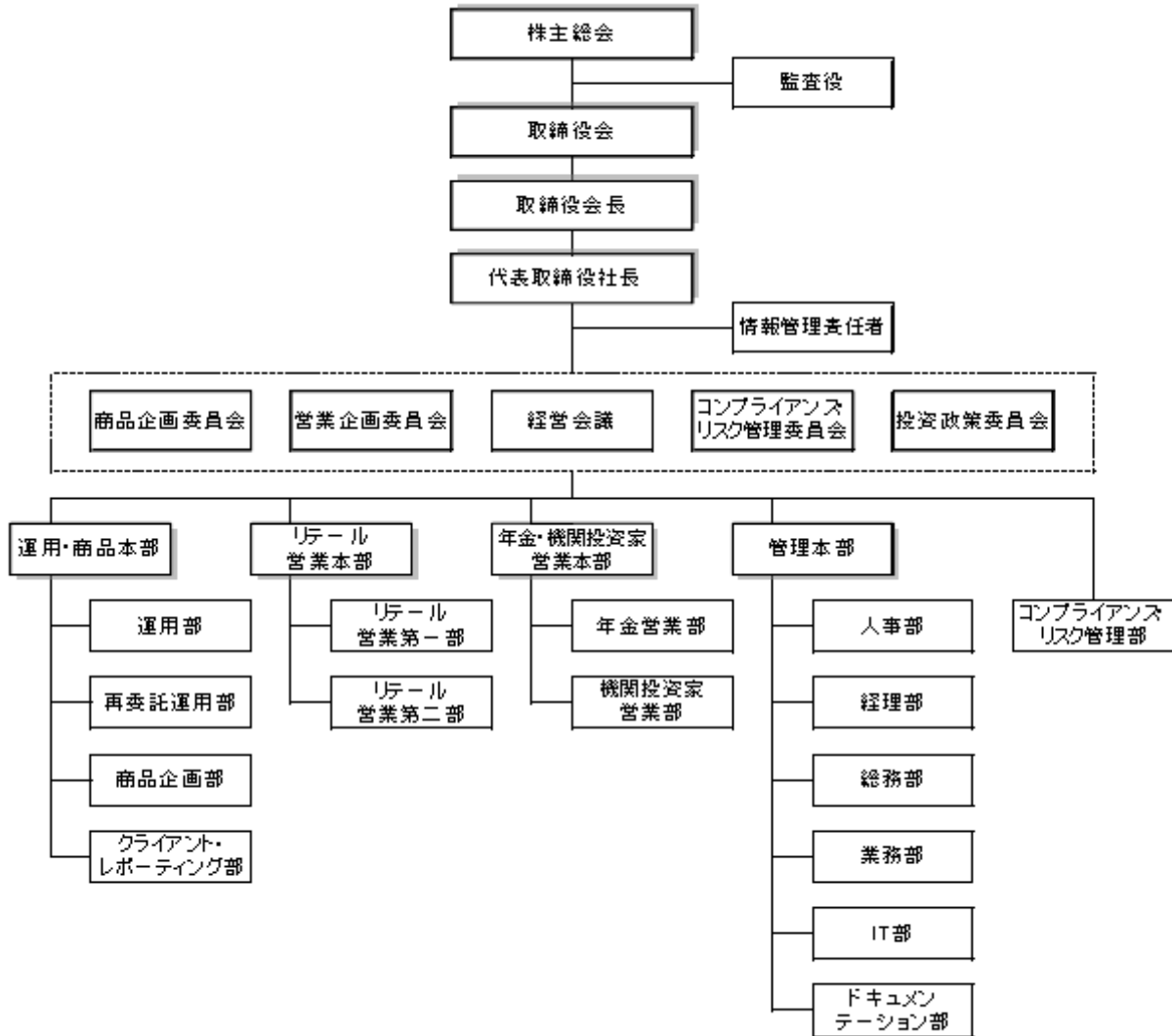
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

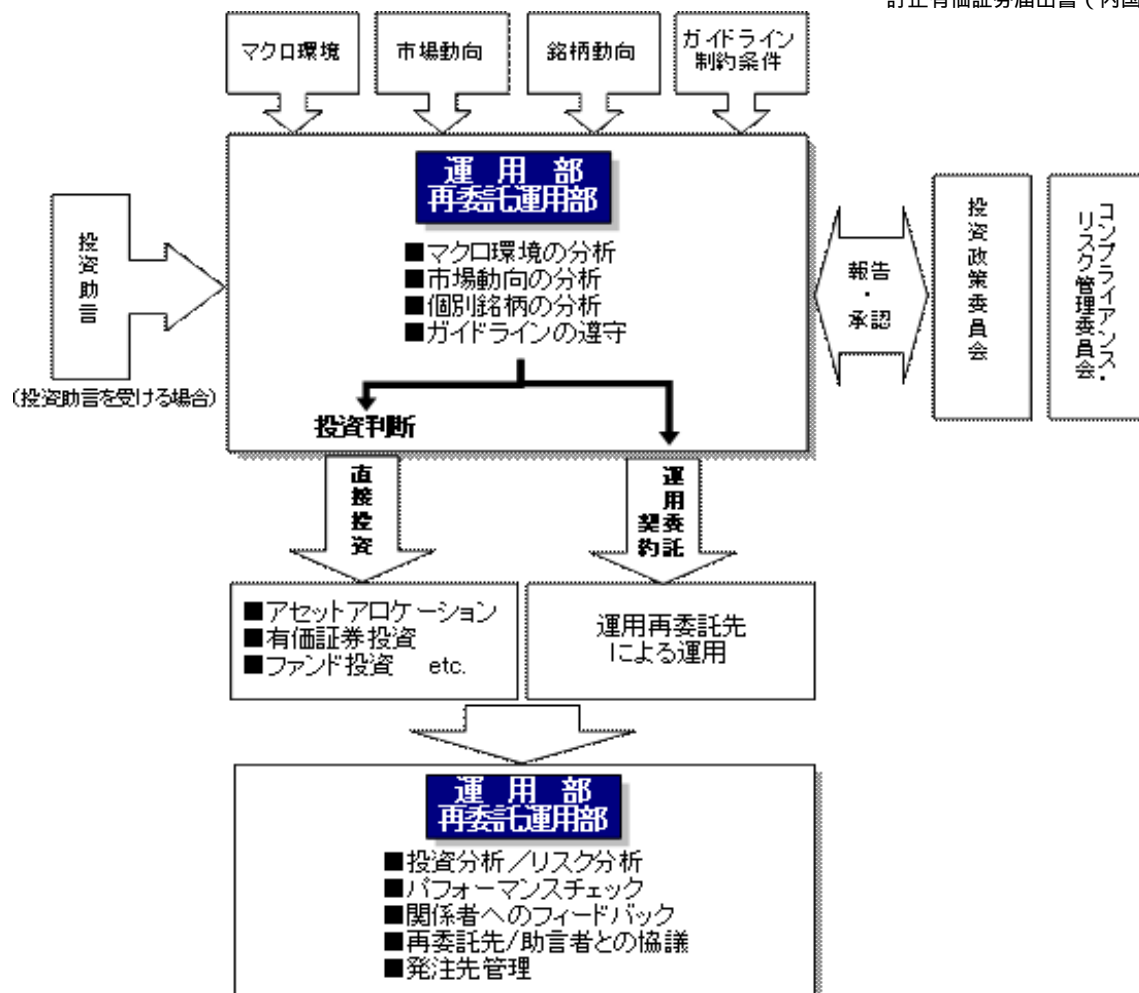
取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

###### 業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記は平成22年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。  
運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
  - ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。
- （注）上記の運用体制は平成22年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」を、以下の内容に更新します。

### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。平成22年8月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	14	85,259
追加型株式投資信託	9	84,063
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	587
単位型公社債投資信託	3	609
私募証券投資信託	24	148,685
合計	38	233,944



### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」を、以下の内容に更新します。

#### <更新後>

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。  
また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）及び当事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	5,536,934	4,966,234
未収委託者報酬	177,903	280,181
未収運用受託報酬	*3 665,332	1,274,895
未収収益	44,578	30,771
未収還付法人税等	144,167	-
前払費用	35,134	53,095
仮払金	6,663	25,149
繰延税金資産	33,546	75,559
流動資産計	6,644,261	6,705,887
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1 77,120	63,794
器具備品	*1 51,471	38,297
リース資産	*1 3,915	3,105
有形固定資産計	132,506	105,197
無形固定資産		
ソフトウェア	*2 27,786	23,326
電話加入権	228	228
無形固定資産計	28,015	23,555
投資その他の資産		
投資有価証券	269,879	1,582,278
長期差入保証金	140,003	136,531
預託金	75	75
繰延税金資産	54,555	71,720
投資その他の資産計	464,513	1,790,605
固定資産計	625,035	1,919,358
資産合計	7,269,297	8,625,245
負債の部		
流動負債		
未払金	17,151	30,028
未払費用	667,350	1,138,637
預り金	5,140	6,034
仮受金	11,739	10,111
未払法人税等	-	266,717
未払消費税等	23,046	9,261
賞与引当金	101,935	124,967
リース債務	850	850
流動負債計	827,214	1,586,608
固定負債		
退職給付引当金	82,371	128,084
役員退職慰労引当金	21,583	30,455
リース債務	3,260	2,409
固定負債計	107,215	160,949
負債合計	934,429	1,747,557
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,862,732	5,398,198
利益剰余金計	4,862,732	5,398,198
株主資本計	6,352,732	6,888,198
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	17,864	10,510
評価・換算差額等計	17,864	10,510
純資産合計	6,334,868	6,877,687
負債・純資産合計	7,269,297	8,625,245

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,326,877	2,591,900
運用受託報酬	3,587,588	4,108,302
その他営業収益	241,872	122,168
営業収益計	7,156,338	6,822,371
営業費用		
支払手数料	724,318	601,106
広告宣伝費	33,562	64,888
公告費	1,156	1,060
調査費	3,367,261	3,421,291
委託計算費	55,598	37,953
通信費	11,363	12,000
印刷費	19,760	18,370
協会費	11,107	7,036
その他の営業雑経費	7,346	5,584
営業費用計	4,231,475	4,169,291
一般管理費		
役員報酬	111,143	104,678
給与・手当	795,234	750,181
賞与	4,600	-
交際費	4,573	2,993
旅費交通費	37,280	39,063
租税公課	18,715	22,107
不動産賃借料	121,935	116,473
固定資産減価償却費	44,553	36,883
賞与引当金繰入額	291,925	367,178
退職給付費用	64,028	69,914
役員退職慰労引当金繰入額	4,449	8,872
退職金	15,150	-
諸経費	169,224	157,655
一般管理費計	1,682,815	1,676,002
営業利益	1,242,047	977,078
営業外収益		
受取利息	5,673	883
為替差益	1,056	-
その他	181	6,714
営業外収益計	6,911	7,597
営業外費用		
為替差損	-	222
営業外費用計	-	222
経常利益	1,248,959	984,452
特別損失		
固定資産除却損	725	77
特別損失計	725	77
税引前当期純利益	1,248,233	984,375
法人税、住民税及び事業税	508,890	513,115
法人税等調整額	41,677	64,205
法人税等合計	550,568	448,909
当期純利益	697,665	535,465

## (3) 【株主資本等変動計算書】

	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	795,000	795,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	695,000	695,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,165,067	4,862,732
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
当期変動額合計	697,665	535,465
当期末残高	4,862,732	5,398,198
株主資本合計		
前期末残高	5,655,067	6,352,732
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
当期変動額合計	697,665	535,465
当期末残高	6,352,732	6,888,198
評価・換算差額等		
前期末残高	4,352	17,864
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,512	7,353
当期変動額合計	13,512	7,353
当期末残高	17,864	10,510
純資産合計		
前期末残高	5,650,714	6,334,868
当期変動額		
当期純利益	697,665	535,465
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	13,512	7,353
当期変動額合計	684,154	542,819
当期末残高	6,334,868	6,877,687

## 重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) その他有価証券時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	(1) その他有価証券時価のあるもの 同左



2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。  建物 5年～22年  器具備品 3年～20年</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産  定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産  所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  同 左</p> <p>(2) 無形固定資産  同 左</p> <p>(3) リース資産  同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金  従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金  将来の役員退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金  同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金  同 左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金  同 左</p>
4. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

## 会計方針の変更

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）
---------------------------------------	---------------------------------------

<p style="text-align: center;"><b>リース取引に関する会計基準</b></p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>	-
--	---

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

前事業年度 （平成21年3月31日現在）	当事業年度 （平成22年3月31日現在）																				
<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">34,287千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td style="text-align: right;">75,048千円</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td style="text-align: right;">135千円</td></tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">12,977千円</td></tr> </table> <p>*3 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">264,340千円</td></tr> </table>	建物	34,287千円	器具備品	75,048千円	リース資産	135千円	ソフトウェア	12,977千円	未収運用受託報酬	264,340千円	<p>*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">47,613千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td style="text-align: right;">89,683千円</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td style="text-align: right;">945千円</td></tr> </table> <p>*2 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">20,937千円</td></tr> </table> <p>*3 関係会社に対する資産及び負債</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">590,302千円</td></tr> </table>	建物	47,613千円	器具備品	89,683千円	リース資産	945千円	ソフトウェア	20,937千円	未収運用受託報酬	590,302千円
建物	34,287千円																				
器具備品	75,048千円																				
リース資産	135千円																				
ソフトウェア	12,977千円																				
未収運用受託報酬	264,340千円																				
建物	47,613千円																				
器具備品	89,683千円																				
リース資産	945千円																				
ソフトウェア	20,937千円																				
未収運用受託報酬	590,302千円																				

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）								
<p>*1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>取締役</td><td style="text-align: right;">年額 300,000千円</td></tr> <tr><td>監査役</td><td style="text-align: right;">年額 20,000千円</td></tr> </table> <p>*2 関係会社との取引</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">1,409,477千円</td></tr> </table>	取締役	年額 300,000千円	監査役	年額 20,000千円	運用受託報酬	1,409,477千円	<p>*1 同 左</p> <p>*2 関係会社との取引</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>運用受託報酬</td><td style="text-align: right;">2,019,405千円</td></tr> </table>	運用受託報酬	2,019,405千円
取締役	年額 300,000千円								
監査役	年額 20,000千円								
運用受託報酬	1,409,477千円								
運用受託報酬	2,019,405千円								

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 （株）	15,900	-	-	15,900

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末

普通株式 (株)	15,900	-	-	15,900
-------------	--------	---	---	--------

## (リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)																																												
<p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>24,924</td> <td>24,924</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>10,483</td> <td>10,483</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>14,440</td> <td>14,440</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,985千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9,455千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,440千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 支払リース料</td> <td>4,984千円</td> </tr> <tr> <td>2. 減価償却費相当額</td> <td>4,984千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	24,924	24,924	減価償却累計額相当額	10,483	10,483	期末残高相当額	14,440	14,440	1年以内	4,985千円	1年超	9,455千円	合計	14,440千円	1. 支払リース料	4,984千円	2. 減価償却費相当額	4,984千円	<p>1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引で、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しているもの</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品 (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>23,259</td> <td>23,259</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>14,838</td> <td>14,838</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>8,420</td> <td>8,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>同 左</p> <p>(2) 未経過リース料の期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>4,091千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,329千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>8,420千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同 左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 支払リース料</td> <td>4,444千円</td> </tr> <tr> <td>2. 減価償却費相当額</td> <td>4,444千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定法 同 左</p>		器具備品 (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	23,259	23,259	減価償却累計額相当額	14,838	14,838	期末残高相当額	8,420	8,420	1年以内	4,091千円	1年超	4,329千円	合計	8,420千円	1. 支払リース料	4,444千円	2. 減価償却費相当額	4,444千円
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																																											
取得価額相当額	24,924	24,924																																											
減価償却累計額相当額	10,483	10,483																																											
期末残高相当額	14,440	14,440																																											
1年以内	4,985千円																																												
1年超	9,455千円																																												
合計	14,440千円																																												
1. 支払リース料	4,984千円																																												
2. 減価償却費相当額	4,984千円																																												
	器具備品 (千円)	合計 (千円)																																											
取得価額相当額	23,259	23,259																																											
減価償却累計額相当額	14,838	14,838																																											
期末残高相当額	8,420	8,420																																											
1年以内	4,091千円																																												
1年超	4,329千円																																												
合計	8,420千円																																												
1. 支払リース料	4,444千円																																												
2. 減価償却費相当額	4,444千円																																												
<p>2. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 有形固定資産 コピー機</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法 重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。</p>	<p>2. ファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース資産の内容 同 左</p> <p>(2) リース資産の減価償却方法 同 左</p>																																												

3. オペレーティング・リース取引	3. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年以内 113,998千円	1年以内 113,998千円
1年超 199,497千円	1年超 85,499千円
合計 313,496千円	合計 199,497千円

（金融商品関係）

当事業年度（平成22年3月31日現在）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は投資信託及び投資助言業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスクの管理）

投資有価証券については、時価を定期的に把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変更することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,966,234	4,966,234	-
(2)未収委託者報酬	280,181	280,181	-
(3)未収運用受託報酬	1,274,895	1,274,895	-
(4)未収収益	30,771	30,771	-
(5)長期差入保証金	136,531	135,957	573
(6)投資有価証券 その他の有価証券	1,582,278	1,582,278	-
資産計	8,270,892	8,270,319	573

(1)未払費用	1,138,637	1,138,637	-
負債計	1,138,637	1,138,637	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

## 資 産

## (1) 現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## (3) 長期差入保証金

長期差入保証金については、貸借期間に渡り無リスク利率で割り引いた金額を時価としております。

## (4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

## 負 債

## (1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,966,234			
未収委託者報酬	280,181			
未収運用受託報酬	1,274,895			
未収収益	30,771			
長期差入保証金		136,531		
合 計	6,552,083	136,531		

## (有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区 分	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託受益証券	300,000	269,879	30,120
計	300,000	269,879	30,120

当事業年度(平成22年3月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:千円)

区 分	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
証券投資信託受益証券	1,600,000	1,582,278	17,721
計	1,600,000	1,582,278	17,721

## (デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

## (退職給付関係)

前事業年度 (自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

<p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">82,371千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">82,371千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">44,768千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td> <td style="text-align: right;">19,260千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末未支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。</p>	退職給付債務	82,371千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	82,371千円	勤務費用	44,768千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円	<p>(1) 採用している退職給付制度の概要</p> <p>同 左</p> <p>(2) 退職給付債務およびその内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">128,084千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">128,084千円</td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">51,283千円</td> </tr> <tr> <td>確定拠出年金制度に基づく要拠出額</td> <td style="text-align: right;">18,630千円</td> </tr> </table> <p>(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>同 左</p>	退職給付債務	128,084千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	128,084千円	勤務費用	51,283千円	確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,630千円
退職給付債務	82,371千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	82,371千円																				
勤務費用	44,768千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	19,260千円																				
退職給付債務	128,084千円																				
年金資産	- 千円																				
退職給付引当金	128,084千円																				
勤務費用	51,283千円																				
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	18,630千円																				

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">1,246</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">41,762</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">43,008</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">9,462</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">9,462</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">33,546</td> </tr> </table> <p>固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">33,516</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">8,782</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">12,256</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">54,555</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">3.1</td> </tr> <tr> <td>交際費否認</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">44.1</td> </tr> </table>	未払費用否認	1,246	賞与引当金	41,762	繰延税金資産合計	43,008	未収還付事業税	9,462	繰延税金負債合計	9,462	繰延税金資産の純額	33,546	退職給付引当金	33,516	役員退職慰労引当金	8,782	投資有価証券	12,256	繰延税金資産合計	54,555	法定実効税率	40.7	(調整)		住民税均等割	0.1	役員賞与	3.1	交際費否認	0.1	その他	0.1	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">3,872</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">9,743</td> </tr> <tr> <td>未払地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">11,094</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">50,849</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">75,559</td> </tr> </table> <p>固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">52,117</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">12,392</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">7,210</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">71,720</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(%)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>役員賞与</td> <td style="text-align: right;">4.4</td> </tr> <tr> <td>交際費否認</td> <td style="text-align: right;">0.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.2</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">45.6</td> </tr> </table>	未払費用否認	3,872	未払事業税	9,743	未払地方法人特別税	11,094	賞与引当金	50,849	繰延税金資産合計	75,559	退職給付引当金	52,117	役員退職慰労引当金	12,392	投資有価証券	7,210	繰延税金資産合計	71,720	法定実効税率	40.7	(調整)		住民税均等割	0.2	役員賞与	4.4	交際費否認	0.1	その他	0.2	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6
未払費用否認	1,246																																																																		
賞与引当金	41,762																																																																		
繰延税金資産合計	43,008																																																																		
未収還付事業税	9,462																																																																		
繰延税金負債合計	9,462																																																																		
繰延税金資産の純額	33,546																																																																		
退職給付引当金	33,516																																																																		
役員退職慰労引当金	8,782																																																																		
投資有価証券	12,256																																																																		
繰延税金資産合計	54,555																																																																		
法定実効税率	40.7																																																																		
(調整)																																																																			
住民税均等割	0.1																																																																		
役員賞与	3.1																																																																		
交際費否認	0.1																																																																		
その他	0.1																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1																																																																		
未払費用否認	3,872																																																																		
未払事業税	9,743																																																																		
未払地方法人特別税	11,094																																																																		
賞与引当金	50,849																																																																		
繰延税金資産合計	75,559																																																																		
退職給付引当金	52,117																																																																		
役員退職慰労引当金	12,392																																																																		
投資有価証券	7,210																																																																		
繰延税金資産合計	71,720																																																																		
法定実効税率	40.7																																																																		
(調整)																																																																			
住民税均等割	0.2																																																																		
役員賞与	4.4																																																																		
交際費否認	0.1																																																																		
その他	0.2																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.6																																																																		

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## ( 関連当事者との取引 )

前事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	英国 ロンドン	\$31.30	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	1,409,477	未収運用 受託報酬	264,340

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の支払 (注1)	1,769,779	未払費用	319,140
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド (旧会社名 メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション)	米国 ケイマン 諸島	\$0.00	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 (注1)	1,818,376	未収運用 受託報酬	303,847

## 1. 関連当事者との取引

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

## 2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド（非上場）

## ( 関連当事者との取引 )

当事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド	英国 ロンドン	\$121.43	資産運用 業務	(被所有) 間接100%	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	2,019,405	未収運用 受託報酬	590,302

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	米国 ケイマン 諸島	\$31.30	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 収入(注1)	1,174,717	未収運用 受託報酬	292,561

親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	\$248.00	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	152,750	未払費用	167,980
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国 サンフランシスコ	\$297.68	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	1,255,613	未払費用	288,959
親会社の子会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 ボストン	\$287.45	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任契約 に係る取引の 支払（注1）	273,634	未払費用	82,939
親会社の子会社	ニューヨークメロン銀行東京支店	日本 東京	\$1,135.00	商業銀行	なし	サービス 提供	-	-	預金	2,390,622
親会社の子会社	ウォルター・スコットアンドパートナーズ・リミテッド	英国 エジンバラ	0.02	資産運用 業務	なし	サービス 提供	営業費用 （調査費）	289,546	未払費用	162,312

## 1. 関連当事者との取引

（注1）独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

## 2. 親会社に関する注記

B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングズ・リミテッド（非上場）

## （1株当たり情報）

前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）		当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	398,419円38銭	1株当たり純資産額	432,558円97銭
1株当たり当期純利益	43,878円33銭	1株当たり当期純利益	33,677円08銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。		同 左	

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成20年4月 1日 至平成21年3月31日）	当事業年度 （自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日）
当期純利益（千円）	697,665	534,465
普通株式に係る当期純利益（千円）	697,665	534,465
期中平均株式数	15,900	15,900

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。



## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、<訂正前>の内容から<訂正後>の内容に訂正します。  
下線部\_\_\_\_が訂正部分を示します。

#### <訂正前>

##### (1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 : 324,279百万円（平成21年3月末現在）

（省略）

<参考：再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円（平成21年3月末現在）

（省略）

##### (2) 販売会社

名称 : 大和証券株式会社

資本金の額 : 100,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容 : 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

#### <訂正後>

##### (1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,037百万円（平成22年3月末現在）

（省略）

<参考：再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円（平成22年3月末現在）

（省略）

##### (2) 販売会社

名称 : 大和証券株式会社

資本金の額 : 100,000百万円（平成22年3月末現在）

事業の内容 : 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成22年9月10日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー - 」の平成22年1月15日から平成22年7月14日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「B N Yメロン・C T Aオープン - ツインストラテジー - 」の平成22年7月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年1月15日から平成22年7月14日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月4日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。